





平成18年8月18日 (金) 第 1,804 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

告 示

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定

(障害者福祉課)

m -- -- -- -- -- -- -- --

平成18年度定期種畜検査に合格した種畜

(農畜産振興課)

(農村整備課) 4

4

5

土地改良事業変更施行の同意 地籍調査の成果の認証

(用地対策課)

公 告

花ふれあい公園の指定管理者の募集

(農畜産振興課)

告

示

島根県告示第831号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成18年8月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定自立支援医療機関		自立支援医療の	指定年月日
名称	所 在 地	種類	旧是千万日
かもめ薬局稗原店	出雲市稗原町 2487 - 1	精神通院医療	平成18年 5 月 1 日
有限会社もも薬局	出雲市大島町21 - 4	精神通院医療	平成18年8月1日
益田中央薬局	益田市乙吉町イ95 - 10 益田サティ 1 F	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年8月1日
訪問看護ステーションさくらえ	江津市桜江町小田138 - 1	精神通院医療	平成18年6月1日
出雲看護サービスセンター	出雲市大津町1941	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年8月1日

島根県告示第832号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条の規定に基づく平成18年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成18年8月18日

島根県知事 澄 田 信 義

種畜証明書番号	名 前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
平18 島根県 1 第 1 号	秀山六 (日馬繁32 S 00011)	馬ブルトン系種	級外
平18 島根県 1 第 2 号	隠岐桜 (日馬繁32 S 00006)	# 半血種 (輓系)	級外
平18 島根県 1 第 3 号	若桜2-8 (日馬繁32 S 00010)	# 半血種 (輓系)	級外
平18 島根県 1 第 4 号	長春 (日馬繁32 S 00008)	" 半血種 (輓系)	級外
平18 島根県 1 第 5 号	佐比売 (全和黒原4286)	牛 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第 6 号	素戔嗚 (全和黒原4285)	" 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第 7 号	温泉華 (全和黒原4284)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第 8 号	天照 (全和黒13612)	" 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第 9 号	平文勝 (全和黒原4139)	" 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第10号	星乃郷 (全和黒原4659)	" 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第11号	伯宝 (全和04子受卵島黒390378)	" 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第12号	茂弘桜 (全和黒原3311)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第13号	隆之国 (全和黒13809)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第14号	奥重桜 (全和05子島黒1050518)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第15号	照茂平 (全和05子島黒1051401)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第16号	第 3 福姫 (全和04子受卵島黒390271)	" 黒毛和種	2 級

平18 島根県 1 第17号	飛騨賢桜8 (全和05子島黒1051206)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第18号	徳重波 (全和黒高2011)	" 黒毛和種	特級
平18 島根県 1 第19号	正北国 (全和黒原3965)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第20号	花福平 (全和黒13601)	黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第21号	砂乃器 (全和黒原4445)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第22号	糸重福 (全和黒原4140)	# 黒毛和種	1級
平18 島根県 1 第23号	安丸福芳 (全和04子美黒240)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第24号	福茂勝 1 (全和05子受卵島黒3050122)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第25号	糸晴桜 (全和05子島黒1050862)	" 黒毛和種	1級
平18 島根県 1 第26号	勝福 3 (全和黒原3513)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第27号	奥出雲 (全和黒原3962)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第28号	茂中桜 (全和黒原3550)	" 黑毛和種	1級
平18 島根県 1 第29号	茂城 1 4 (全和黒原4448)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第30号	平金勝 (全和黒原3772)	" 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第31号	K942	豚 雑種	級外
平18 島根県 1 第32号	J912	" #種	級外
平18 島根県 1 第33号	K093	" 雑種	級外

平18 島根県 1 第34号	L240	# 種	級外
平18 島根県 1 第35号	福乃桜 (全和05子受卵島黒3050072)	牛 黒毛和種	2 級
平18 島根県 1 第36号	藤光11 (全和04子島黒193547)	" 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第37号	静勝 (全和05子島黒1051261)	" 黒毛和種	1 級
平18 島根県 1 第38号	第2賢深 (全和05子受卵島黒3050154)	# 黒毛和種	2 級

島根県告示第833号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項で準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業の変更施行に同意した。

平成18年8月18日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 主 体 名	事業名	同意年月日
奥出雲町	加食東地区客土事業 (基盤整備促進事業)	平成18年8月9日

島根県告示第834号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年8月18日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行っ た者の名称 調査を行った時期	成 果 0	D 名 称	囲木を行った地域	認証年月日	
	地 籍 図	地 籍 簿	調査を行った地域	祁亚十月口	
隠岐の島町	平成16年度~18年度	24 枚	1 冊	都万	平成18年8月9日
隠岐の島町	平成16年度~18年度	56枚	1 冊	今津 - 3	平成18年8月9日
隠岐の島町	平成16年度~18年度	60枚	1 冊	飯田 - 1・飯田 - 2	平成18年8月9日
隠岐の島町	平成17年度	19 枚	1 冊	入ヶ島地区	平成18年8月9日
出雲市	平成16年度~18年度	45枚	1 冊	上津	平成18年8月9日
奥出雲町	平成16年度~17年度	9 枚	1 冊	亀嵩 1	平成18年8月9日

公 告

島根県花振興センター条例(平成15年島根県条例第74号)第12条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成18年8月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

花ふれあい公園は、多くの県民が花にふれあい、花に学ぶ等の各種体験を通じて、園芸及び自然に興味を抱くような公園とすることにより、花きの普及 P R 、消費拡大の啓発等を行い、もって島根県の花き産業の振興を図ることを目的とした施設である。

このたび、現指定管理者の指定管理期間終了に伴い、「公の施設」である花ふれあい公園の次期指定管理者を募集することとした。

- 2 施設の概要
- (1) 名称 花ふれあい公園 (愛称:しまね花の郷)
- (2) 所在地 島根県出雲市西新町 2 丁目1101 1
- (3) 敷地面積 40,205平方メートル
- (4) 施設内容・構造種別

ア 本館棟 構造:鉄骨造 階数:地上1階

延床面積:634.71平方メートル 建築面積:664.88平方メートル

エントランスホール、園芸教室、受付カウンター等

イ 温室棟 構造:鉄骨造 階数:地上1階

延床面積:682.92平方メートル 建築面積:687.32平方メートル

温室内植替花壇面積:約85平方メートル

ウ 歩 廊 構造:鉄骨造 階数:地上1階

延床面積:371.84平方メートル 建築面積:406.13平方メートル

エ 花壇等 屋外植替花壇面積:約2,300平方メートル

芝生面積:約11,400平方メートル

オ 駐車場 一般車用:163台 大型バス用:6台 身障者用:3台

カ その他 子供広場 親水広場 屋外トイレ 倉庫 プロパン庫等

- (5) 植栽植物 樹木類約150種、草花類約400種、年間約30万本の花を植栽
- (6) 開園年月日 平成16年4月24日
- 3 指定管理者が行う業務
 - (1) 花ふれあい公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 花きに親しむ機会の提供に関する業務
 - (3) 花ふれあい公園の利用の促進に関する業務
 - (4) 観覧料の徴収に関する業務
 - (5) 上記に掲げるもののほか、花ふれあい公園等の運営に関する事務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務。詳細は、業務仕様書を参照すること。
- 4 指定期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

(1) 年間指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料の額は、次の支出見込額から収入見込額を減じた額(消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。なお、指定管理料の額は、災害時等の特別な場合を除き、原則として増額しない。

支出見込額 86,900千円

収入見込額 8,400千円

年間委託料 78,500千円以内

(2) 支払方法

指定管理料は、毎事業年度ごとに年間指定管理料を分割で支払うこととし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

- 6 指定管理者の応募資格等
 - (1) 応募の資格

指定管理者に応募しようとするもの(以下「申請者」という。)は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

- ア 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- エ 会社更生法 (平成14年法律第154号)、民事再生法 (平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- カ 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成 員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- (2) 応募資格の留意事項

申請者名は、選定後、選定結果(選定又は非選定)と合わせて公表することとする。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の提案書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

- ア 指定管理者指定申請書(島根県花振興センター条例施行規則に定める別記様式)
- イ 事業計画書

管理運営上の基本方針、事業実施計画に関する事項、サービス体制(組織・人員)に関する事項等を別途配布する様式に従って記載すること。

- ウ 指定管理期間各年度分の収支予算書
- エ 団体の概要を記した書類
- オ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- カ 団体の過去 3 年間の事業報告書及び決算書又はこれらに準ずる書類
- キ 申請書提出日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書
- ク 印鑑証明書(申請日において発行の日から3月以内のものに限る。)
- ケ 納税証明書
 - Ø 島根県税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書
 - (イ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除 く。)がない旨の証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部(副本は、複写可)。ただし、(1)のオ、ク及びケについては正本1部

(3) 提出先

18の問合せ先

(4) 提出期間

平成18年9月15日(金)から同月29日(金)午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成18年9月29日(金)午後5時までに必着とする。

(5) 提出方法

郵送又は持参

- (6) 申請に当たっての留意事項
 - ア 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。
 - イ 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合に、事業 計画書の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
 - ウ 提出された申請書等は返却しない。
 - エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
 - オー次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ⑦ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - (イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - (ウ) その他の不正な行為があったとき。
- 8 募集要項及び仕様書の配布
 - (1) 配布期間

平成18年8月18日(金)から同年9月22日(金)までの毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 配布場所

18に記載する場所

- 9 現地説明会
 - (1) 開催日時 平成18年9月7日(木)午後1時から午後4時まで
 - (2) 開催場所 島根県出雲市西新町二丁目(花ふれあい公園本館棟)
 - (3) 現地説明会の内容
 - ア 募集要項及び仕様書の説明
 - イ 花ふれあい公園の施設見学
 - (4) 申込方法

参加を希望する申請者(人数は各団体3名までとする。)は、募集要項に添付されている参加申込書に記載の上、 平成18年8月31日(木)正午までに18の問合せ先に郵送、FAX又は持参により申し込むこと。

- 10 資料の閲覧
 - (1) 閲覧資料
 - ア 島根県フラワーパーク整備事業基本計画及び基本設計報告書
 - イ 竣工図及び設計図 (建築、造園及び設備)
 - (2) 閲覧期間 平成18年8月18日(金)から同年9月22日(金)までの平日
 - (3) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - (4) 閲覧場所 18に記載する場所
- 11 指定管理者の候補の選定

島根県花振興センター条例第12条の規定による基準に基づき、花ふれあい公園指定管理者選定委員会(以下「選定委

員会」という。)において、審査を行い、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

選定委員会

選定委員会は、専門家などの 5 名の委員で構成する。なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を 聴くことがある。

- (2) 審査の基準
 - ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
 - イ 事業計画書の内容が、県内の花き園芸の振興に寄与するものであること。
 - ウ 事業計画書の内容が、公園の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の 縮減が図られるものであること。
 - エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (3) 審査の項目

審査項目は、以下のとおりである。なお、審査の項目の詳細は9の現地説明会の際に公表する。ただし、その内容については、選定委員会において検討されるため修正される場合がある。

- ア 管理運営方針
- イ 管理運営体制
- ウ 管理運営の内容
- 工 収支計画
- オ 団体の財政的基礎と実績
- カ 管理に要する経費
- (4) 選定方法
 - ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査を行う。
 - イ 応募資格の審査結果については、平成18年10月6日(金)までに連絡を行う。
 - ウ 選定は、平成18年10月中旬頃に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、申請者名と選定結果 (選定又は非選定)を公表する。
 - エ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに 候補者を選定することがある。
 - オ 選定委員会は、非公開とする。
- 12 指定管理者の指定及び協定等
 - (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11の(4)で選定した団体等を指定管理者の候補として、平成18年12月定例島根県議会へ上程し、議決をされれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定(指定期間、個人情報の保護、 指定の取り消しに関する事項、業務の責任分担等)及び毎年度ごとに締結する年度協定(当該年度の業務実施内容、 指定管理料の支払い方法、当該年度必要となる責任分担事項等)を締結する。

なお、協定の発効は、平成19年4月1日を予定している。

- 13 事業の評価
 - (1) 随時評価

観覧者数、収入実績、事業の実施状況、観覧者の要望及び苦情並びにそれらの対応の状況等について、月毎に報告するものとする。

(2) 年間評価

随時評価の状況及び事業報告書をもとに毎年の活動内容等の評価を行う。

(3) 改善勧告

随時評価及び年間評価に基づき、業務内容の改善が必要な場合は、その都度立入調査し、協議の上、指定管理者に対して改善勧告を行う。

なお、改善勧告によっても改善がみられない場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがある。

- 14 指定管理者の履行責任に関する事項
 - (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
 - (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
 - (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。
- 15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
 - (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認める場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
 - (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、管理継続の可否について協議することとする。
 - (5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。
- 16 応募等に関する質疑

質疑は、平成18年9月12日(火)午後5時までに提出のこと。なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 受付期限 平成18年9月12日(火)午後5時まで
- (2) 受付方法 別途配布する「質疑表」に記入の上、FAXで提出すること。(質疑はFAXのみで受け付ける。)
- (3) 回答方法 質問事項に対する回答予定は、質疑受付後、10日以内とし、すべての申請予定団体に対し、FAXで行う。

なお、回答日以降において、新たに募集要項の配布を受けた団体が、上記回答文書の配布を希望する場合は、同文書の配布を行う。

17 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り 消すことがある。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 島根県花振興センター条例、島根県花振興センター条例施行規則(平成15年島根県規則107号)、島根県個人情報 保護条例(平成14年島根県条例第7号)、島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)その他関係法令を承知 の上で申請すること。

10	ᄪᄉᄔᄮ
IΧ	問答方先
	ᇜᆖᅝᅏ

〒690 - 8501

島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部農畜産振興課園芸グループ

電話: (0852)22-5126 FAX: (0852)22-6036